◇**証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第六四号）（法務省）

1　給付基礎額の最高額を一万四、一〇〇円に引き下げることとした。（第四条第二項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、二九〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万六、六〇〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、一五〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、三〇〇円にそれぞれ引き下げることとした。（第五条の二第二項関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令**（政令第六五号）（文部科学省）

1　介護補償の額を引き下げることとした。（第六条の二第二項関係）

2　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き下げることとした。（別表関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第六六号）（国土交通省）

1　給付基礎額の最高限度額を一万四、一〇〇円に引き下げることとした。（第三条第一項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、二九〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六、六〇〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、一五〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、三〇〇円にそれぞれ引き下げることとした。（第四条の二第二項関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**予算決算及び会計令の一部を改正する政令**（政令第六七号）（財務省）

1　平成二三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二三年法律第一〇六号）第二条第二項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二三年法律第一一七号）第七〇条の規定により平成二四年四月一日以後発行される公債に係る収入であって平成二三年度所属の歳入とされるものについては、日本銀行において同年度所属の歳入金として平成二四年六月三〇日まで受け入れることができることとした。（附則第一〇条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令**（政令第六八号）（農林水産省）

1　養殖共済の対象とする養殖業の追加

養殖共済の対象とする養殖業として、三年魚ふぐ養殖業、三年魚すずき養殖業及び三年魚しまあじ養殖業を追加するとともに、かわはぎ養殖業の共済目的にうまづらはぎを追加することとした。（第一三条及び第一四条関係）

2　養殖共済の共済金に関する特約の対象とする養殖業の追加

養殖共済の共済金に関する特約の対象とする養殖業として、二年魚くろまぐろ養殖業、三年魚くろまぐろ養殖業及び四年魚くろまぐろ養殖業を追加することとした。（第一八条の二関係）

3　特定養殖共済の対象とする養殖業の追加

特定養殖共済の対象とする養殖業として、ほたて貝等養殖業を規定するとともに、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業を追加することとした。（第一八条の四関係）

4　漁業施設共済の共済目的とする養殖施設の追加

漁業施設共済の共済目的とする養殖施設として、くい打ち式養殖施設を追加することとした。（第一九条関係）

5　施行期日

この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第六九号）（文部科学省）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二二年法律第三〇号）の施行期日は、平成二四年四月一日とすることとした。

◇**放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第七〇号）（文部科学省）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正（第一条関係）

1　放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の運搬及び廃棄に関する確認を要する場合等について、放射性同位元素によって汚染された物と同様の取扱いとすることとした。

2　放射性同位元素の使用の許可を取り消された許可使用者等が放射性同位元素の廃止等の措置が完了するまでの間は、放射性同位元素を保管する場合に課す義務等の適用について、従前の許可届出使用者等とみなすこととした。

3　放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学大臣又は登録濃度確認機関の確認を受けた物を、放射性汚染物でないものとして取り扱うものとする法令を列挙することとした。

4　登録濃度確認機関の登録等に関する技術的な読替えに関する規定を整備することとした。

5　法第三三条の二第一項の濃度確認及び同条第二項の認可に係る手数料の納付額を定めることとした。

二　その他

1　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成一六年政令第二七五号）について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

2　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二二年法律第三〇号）について所要の経過措置を定めることとした。（第三条関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第七一号）（金融庁）

1　貸付事業を行っている特例民法法人が一般法人に移行した場合においても、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる一定の法人については引き続き貸金業法の適用除外とすることとした。（附則第二〇条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**保険業法施行令の一部を改正する政令**（政令第七二号）（金融庁）

1　保険業の定義から除外されるものとして、一の地方公務員共済組合の組合員が構成する団体であって一の都道府県内の地方公共団体の職員である組合員が構成するものがその構成員又はその親族を相手方とするものを定めることとした。（第一条の三第四号関係）

2　その他、所要の経過措置を定めることとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。